

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
- 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項
- 3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
表 1 のとおり。

（表 1）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

（単位：円）

- 4 その他
- 5 添付資料

表 2 のとおり。

(表 2)

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

(別紙)

認定申請前の返金措置に関する事項

(注)

実施予定返金措置計画の認定の申請前に既に実施した返金措置（本申請書において「認定申請前の返金措置」という。）がある場合に記載する。

1 認定申請前の返金措置に関する事項

表1・表2のとおり。表2は、金銭以外の支払手段（法第10条第1項）を交付した場合にその概要を記載する。

(表1)

番号	氏名・名称	取引 日	申出	承諾	購入 額	最低 額	交付 日	交付金 額	計算法	交付方法

(表2)

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

2 添付資料

表3のとおり。

(表3)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(記載要領)

1 実施予定返金措置の内容及び実施期間

(1) 実施予定返金措置の内容

実施予定返金措置の内容を具体的に記載する。

その際、以下のアからエまでの事項が明らかになるよう留意する。

ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)第10条第1項の「一般消費者」

「一般消費者」(「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行った一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」)は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」及び「課徴金対象期間」を明らかにしつつ記載する。

なお、本申請書の提出時点において想定している、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号。以下「令」という。)第3条に規定する「当該事実を証する資料」については、「4 その他」に参考事項として記載する(後記4(1)を参照)。

イ アの「一般消費者」からの申出があった場合に金銭を交付すること

金銭として「金銭以外の支払手段」(法第10条第1項参照)を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、前払式支払手段を使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限、その他不当景品類及び不当表示防止法施行規則(平成28年内閣府令第6号。以下「規則」という。)第10条の2の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

ウ 交付する金銭の額の計算方法

交付する金銭の額の計算方法が、実施予定返金措置の対象となる者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法で算定した購入額)に100分の3を乗じて得た額以上の金銭の額を計算する方法であることが分かるように記載する。

エ 金銭の交付方法

金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

(2) 実施期間

本申請書の提出日から4か月を経過する日までの期間の範囲内で、実施予定返金措置の開始日及び終了日を記載する。

2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法、周知を予定している時期(既に周知済みの場合は当該周知の時期)、周知期間及び周知内容を具体的に記載する。

3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表1に、必要な資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、「自己資金」には自ら保有する資金から出捐する金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による出資等の調達額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。本申請書の提出日後に実施予定返金措置の実施に必要な資金の額を調達する予定である場合、「備考」に調達予定時期を記載する。

4 その他

- (1) 参考事項として、本申請書の提出時点で想定している令第3条に規定する「当該事実を証する資料」の標目を記載する（例えば、令第3条に規定する領収書や契約書を想定している場合は、それらを記載する。）。当該資料が複数ある場合は、全ての資料の標目を記載する。

特定の資料を組み合わせるにより初めて当該事実を証する資料に該当すると考える場合は、当該特定の資料の組合せが分かるように記載する（例えば、資料A、資料B及び資料Cのうち当該事実を証する資料に該当する組合せが資料A及び資料B、資料A及び資料Cであると考えられる場合、当該組合せを明記する。）。

- (2) また、参考事項として、実施予定返金措置の対象となる者に依頼する申出の方法を記載する。当該申出の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。
- (3) 金銭以外の支払手段を交付する場合は、実施予定返金措置の対象となる者から法第10条第1項の「承諾」を取得する方法を記載する。当該取得の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。
- (4) 認定申請前の返金措置がある場合は、「別紙のとおり認定申請前の返金措置を実施した。」旨を記載し、当該認定申請前の返金措置に関する事項を別紙に記載する。別紙の記載要領は6のとおり。

5 添付資料

- (1) ①金銭以外の支払手段を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第7項に規定する第三者型発行者が発行する同条第1項第1号の前払式支払手段に該当すること及び規則第10条の2の基準を満たすことを明らかにする資料、②実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す資料、③実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する資料及び④その他実施予定返金措置計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。
- (2) 当該資料を添付するに当たっては、表2に、当該資料の内容を記載する。
- その際、添付する資料が、(1) ①から④までのいずれに関する資料であるのかを「備考」に記載する。
- (3) 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）の添付資料については6（2）のとおり。

6 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）

- (1) 認定申請前の返金措置に関する事項

別紙の表 1 及び表 2 に、認定申請前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、別紙の表 1 については以下のアからサまで、表 2 については以下のシからセまでに、それぞれ留意する。

ア 認定申請前の返金措置に関する事項を当該認定申請前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。

イ 「氏名・名称」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

ウ 「取引日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について令第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

エ 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

オ 「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。

カ 「購入額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第 4 条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について令第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、令第 5 条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

キ 「最低額」には、当該購入額に 100 分の 3 を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

ク 「交付日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

ケ 「交付金額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

コ 「計算方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

サ 「交付方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。申請者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

シ 「名称・種類」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類（例えば、電子マネー、商品券等）を記載する。

ス 「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。

セ 「その他」には、規則第 10 条の 2 の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

(2) 添付資料

認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

当該認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、(1)オの承諾があったことを証する資料を含む。）を添付するに当たっては、別紙の表3に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、別紙の表1記載の認定申請前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、別紙の表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、別紙の表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 実施予定返金措置計画は、法第15条第1項の規定による通知に記載された弁明書の提出期限までに消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。